

令和8年3月

食品関連事業者各位

食品ロス削減に向けたポジティブアクションへの協力をお願い

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部
食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム事務局

平素より食品ロス削減の推進にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

近年、食品ロスの削減は経済的・社会的・環境的に極めて重要な課題とされており、国際的な潮流や消費者意識の変化により、企業の一層の取組が求められております。

令和7年3月には、食品リサイクル法の判断基準省令が改正され、以下の事項が食品関連事業者の努力義務となりました。

- 未利用食品等まだ食べることができる食品を、必要な食品を十分に入手することができない者に提供するよう努めること。
- 賞味期限の表示方法について、年月表示等による工夫を行うよう努めること。
- 食品の特性に応じて製造又は加工の日から賞味期限までの期間を延長するよう努めること。
- 食品の販売を行う食品関連事業者については、納品期限を緩和する及び発注を早期に行う等、取引先の食品関連事業者における食品廃棄物の発生の抑制の円滑な実施に資する措置を講ずるよう努めること。

また、令和8年4月から全面施行される食料システム法においても、飲食料品等事業者等に対し以下の努力義務を定めており、必要に応じて指導・助言、勧告・公表等の措置を講ずることとしております。

- 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議に応じること。
- 商習慣の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合、必要な検討・協力をすること。

概要：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/gaiyou.html>（農水省 HP）

令和7年5月には、公正取引委員会からサプライチェーンにおける商慣習に関する実態調査が報告されました。

概要：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_3-32.pdf
（農水省 HP 掲載資料）

つきましては、以下の事項についてご協力をお願い致します。

1. 食品ロス削減に向けたポジティブアクションの実施

ワーキングチームでは、食品ロス削減に向けた食品関連事業者が取り組むべきポイントと事例を「食品ロス削減に向けたポジティブアクション手引き書」としてまとめました（下掲）。食品関連事業者の皆さまにおかれましては、この手引き書を参考に一層の取組をお願い致します。

2. 取組事例の提供（任意）

食品関連事業者の皆さまの取組を農林水産省のホームページにて好事例として公表いたしますので、別添様式1、2に取組を記載し、ご提供頂ければ幸いです。

提出先

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム事務局

公益財団法人 流通経済研究所 石川、寺田、船井

メール：foodloss-rs@dei.or.jp

【参考】

これまでワーキングチームで公表した情報

- 食品ロス削減に関する取組事例の公表（令和7年度）（農水省 HP）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_3-45.pdf
- 「10月30日は『全国一斉商慣習見直しの日』食品ロス削減のための商慣習見直し等の調査結果を公表」のプレスリリース
<https://www.dei.or.jp/aboutdei/pdf/press/20251030.pdf>

【お問合せ先】

▷手引き書及び商慣習検討ワーキングチームに関する問い合わせ

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム事務局

公益財団法人 流通経済研究所

担当者：石川、寺田、船井

電話番号：03-5213-4532

メール：foodloss-rs@dei.or.jp

▷食品ロス削減全般に関する問い合わせ

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品ロス・リサイクル対策室

担当者：前野、大和田

電話番号：03-6744-2066

メール：loss-non@maff.go.jp

▷食料システム法に関する問い合わせ

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ 食料システム連携推進室

担当者：高橋、井口、田中、築地、田所

電話番号：03-3502-5742

メール：tekisei-torihiki@maff.go.jp

【食品ロス削減に向けたポジティブアクション手引き書について】

下記のホームページより全編をダウンロードいただけます。

<http://www.〇〇>



【別添様式2】

下記のフォーマットに記入いただいた内容を、農林水産省のホームページにて好事例として以下で公表させていただきます。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_3.html

フォーマットは以下のホームページよりダウンロードいただけます。

https://www.dei.or.jp/research/torikumi_format

参考：事例フォーマット（A4×1枚を基本とする）

【〇〇株式会社】食品ロス削減・リサイクルに向けた取組	
<p><商慣習の見直し（納品期限の緩和、販売期限の延長の取組）> ○ ……………（対象品目、実施開始時期などについて記載）。</p> <p><食品ロス削減・食品リサイクルの取組> ○ ……………（上記の取組以外でPRしたいことを記載）</p>	
<p>（上記取組内容の具体的内容を記載）……</p>	<p>☒・写真</p>
<p>【関連ウェブサイト】 〇〇</p> <p>【お問い合わせ先】 〇〇部〇〇課（03-〇〇〇〇-〇〇〇〇）</p>	

以上